



利用者の安全・安心を最大限に守る



東京ハンディキャブ連絡会
事務局長 伊藤正章氏

で点呼を行なうようにして下さい。

次に日常点検を運転協力者が実施している場合でも車両整備管理責任者またはコーディネーターが定期的に確認するようにして下さい。

午後の研修では、東京ハンディキャブ連絡会事務局長の伊藤正章氏より「運行管理と車両管理について」と題して話されました。

安全な運転が出来るよう

スケジュールを作成

伊藤氏は「運行管理の一番大事な事は安全運行です。道路運送法の趣旨も利用者の安全、安心を最大限に守る事が重要視されています。

その為には安全な運転が出来るように運転スケジュールを作成する事が運行管理者の責任だと思います。

続いて運転協力者には日常点検を行なう事を福祉有償運送では『点呼』と呼ばれています。

法律上、対面点呼をする事が原則ですが、運転協力者の持ち込み車両で事務所に立ち寄らない場合には、運行状態の確認の為に電話

で点検をして下さい。



福祉有償運送の実施に係る実地調査が終了



平常時は、非常時のように 非常時は、平常時のように

NPO法人腎臓病連絡協議会すずらんの会

事務局長 伊藤絵利子氏

以前から、練馬区ではガソリンスタンドと協定を結び、災害時には優先車両は供給が出来るようになっていました。しかし、今後改めて数ヶ所のガソリンスタンドと協定を結び、供給が出来るようになります。

皆さんのが団体でも災害時に優先的にガソリンを供給してもらえるように取り決めをした方が良いと思いますが、運行団体ではなく、患者会の立場として行政との連携を取り、何時でも連絡が取れるような手段等を考えおくと良いと思います。

来年も良い研修会になるよう努めています」とメセージを頂き、事務局長の岩永亨氏が代読されました。

最後に岡副理事長より閉会挨拶があり、研修会は十六時三十分に終了しました。

東日本大震災の直後、千葉県の製油所の火災によってガソリン不足となりました。被災された人々が、ガソリンが無くなるという恐怖感で、普段車を使う人も使わない人もガソリンの確保の責任だと思います。

震災後一週間が経つて、練馬区指定災害時救急車両への登録が出来て、優先的にガソリンの給油が出来るようになります。

また練馬区では『練馬区指定災害時救急車両(透)』のカードがある車両についてはもし給油制限がある場合でも満タンに出来るよう

が作動しなくてはならない場合の対処が出来るようになっているので、車両に備え付けの取り扱い説明書の確認やコピーをして、また車検は、道路運送車両法に義務付けられていますが、福祉車両の福祉架装部(リフトや回転シート)は法定点検の対象ではありませんので安心して長く使用する為には、車両の定期点検や車検時に必要に応じ

続いて『平常時は、非常時のように』と題して特定非営利活動法人腎臓病連絡協議会すずらんの会事務局長の伊藤絵利子氏から東日本大震災の時に経験された話がありました。(左記に紹介)

その後、たくさんの質問が出され、丁寧に答えて下さいました。

次回の開催地として、NPO法人長崎県腎臓病患者連絡協議会会長の横山靖氏より「現在、三県で行なっています福祉有償運送はボランティア不足をはじめ、様々な問題を抱えておりますが、患者も高齢化している中で重要性を増しています。

その中で北部九州三県合同通院送迎事業研修会も深いものだと思います。

来年も良い研修会になるよう努めています」とメセージを頂き、事務局長の岩永亨氏が代読されました。

適切に行われていることが確認されました。

要望として、各区のイベントや、市内の企業にももつと『福祉有償運送』を知つてもらえるようにアピールしてほしい事と、『福祉有償運送のご案内』の冊子を最新版にしてほしいとお願いし、実地調査は午前十時に終了しました。